

- ④ (6)の場合は建設・技術課が判断しますので、事前相談書様式(盛土規制法に係る手続不要確認書)に根拠図面等を添えてご相談ください。事前相談書様式に県受付印を押印したものの写しをPDFで返却します。当該写しを確認申請書に添付してください。

チェックシートの記載に当たっては、県HPの規制区域や宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等の手引(以下「手引」といいます。)を必ず確認してください。

[参考]

○規制区域

盛土規制法の規制区域については、佐賀県HPを参照してください。

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003115410/index.html>

○公共施設用地(詳細は、手引きP2-P5参照)

規制区域内であっても、公共施設の用に供されている土地(公共施設用地)で行われる盛土等に関する工事は、盛土規制法の適用除外です。

区 分		内 容
法 律 第2条 第1号	第1号公共施設用地	道路、公園、河川その他政令(政令第2条)で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
政 令 第2条	政令で定める公共の用に供する施設	砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令(省令第1条第1項)で定めるもの、及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令(省令第1条第2項)で定めるもの
省 令 第1条 第1項	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
省 令 第1条 第2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

○災害の発生のおそれがないと認められる工事等(詳細は、手引きP21-P27参照)

規制対象工事であっても、災害の発生するおそれがないと認められる工事等は、許可又は届出を要しません。

区 分	内 容
政 令 第5条	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法の届出に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置工事等) ・鉱業法に基づく鉱物の採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事) ・採石法に基づく岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事) ・砂利採取法に基づく砂利の採取(認可を受けた採取計画に係る工事) ・前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令(省令第8条)で定めるもの
省 令 第8条	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法に基づく土地改良事業(農業用排水排水施設の新設等)等に係る工事 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の設置等に係る工事 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却等に係る工事 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分に係る工事 ・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理に係る工事 ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分等に係る工事 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事(地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(独)水資源機構、(独)都市再生機構) <p><一定規模以下の工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えないもの

【お問合せ先】

担当部署	連絡先	メールアドレス
佐賀県 県土整備部建設・技術課 盛土担当 <ご来庁される際は、事前にお電話にてご予約をお願いします。>	0952-25-7180	kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp